



市章

大津市公報

令和2年12月22日
号外(第75号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

規 則	目 次
124	大津市火災予防規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第124号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則(昭和59年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「第12号」を「第13号」に改め、同項第3号中「第45条第13号」を「第45条第14号」に改め、同項第4号中「第45条第14号」を「第45条第15号」に、「充てん」を「充填」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に、「(電話 番)」を「(電話)」に、「電話 番」を「電話)」に改め、同様式備考第1項中「代表者氏名、」を「代表者氏名及び」に改め、同備考第3項中「欄には」の次に「、急速充電設備」を加える。

様式第17号中「充てん」を「充填」に、「あて先」を「宛先」に、「(電話 番)」を「(電話)」に、「電話 番」を「電話)」に改め、同様式備考第1項中「代表者氏名、」を「代表者氏名及び」に改める。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市火災予防規則様式第16号又は様式第17号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。